

# 仕 様 書

1. 契約件名 デジタル複合機保守契約(小樽海事連絡事務所)【単価契約】
2. 本契約の目的  
北海道運輸局小樽海事連絡事務所に設置するデジタル複合機(以下「機器」という。)を常時正常な状態で使用できるように保つことを目的とする。
3. 設置場所、機種名、設置数量及び予定数量  
契約書別紙のとおり
4. 契約期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
5. 保守内容
  - (1) 受注者は、発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品(用紙除く)を円滑に供給するものとする。
  - (2) 機器が故障した場合は、直ちに技術員を派遣して修理し、機器を正常な状態に回復させること。  
また、保守体制図(任意様式)を提出するものとする。
6. 履行検査  
受注者は毎月末履行完了後に、発注者の検査職員により履行検査を受けるものとする。
7. 料金  
計算期間は 1 か月毎とし、機器毎に 1 出力(カウント)についての価格とする。  
本契約の契約金額には、機器のトナー、感光体ドラム、交換部品等に要する費用及び技術員の派遣費用、技術料金を含むものとする。
8. 請求
  - (1) 受注者は各月経過後、保守対象機器1か月分の料金をとりまとめたうえで請求すること。
  - (2) 料金計算の単位は月の初日から末日までとする。
  - (3) 請求書には請求内訳として、各設置機器毎の明細を添付すること。
  - (4) 料金の請求にあたり、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
  - (5) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。